

平成30年度

教育課程検討会議について

期日： 7月26日(木)
9月18日(火)
11月 6日(火)

指導課

新教育課程実施に向けた議論の流れ

2018(H30)年度

本市の教育課程編成時の
予備時数の基準策定

長期休業の日数割り振り見
直しの検討 (総日数は変えない)

検証の必要性はないと
判断された場合

本検討会議は1年で閉じる

2019年度

検証

検証が必要と判断された場合

必要がある場合

2020年度

土曜授業の上限見直し検討

長期休業の総日数見直し
検討 (夏季休業日の短縮等)

※本検討会議で「**体験的学習活動等
休業日**」の検討も併せて行う。

平成29年度実施授業時数（本市小中学校）

(小学校)		標準時数	+1 ~35	+36 ~70	+71 ~105	+106 ~140
年間 総授業時数	849 以下	850	851 ~884	885 ~917	918 ~951	952 ~988
1年	0	2	15	34	41	0
年間 総授業時数	909 以下	910	911 ~945	946 ~980	981 ~1015	1016 ~1050
2年	0	3	18	66	5	0
年間 総授業時数	944 以下	945	946 ~980	981 ~1015	1016 ~1050	1051 ~1085
3年	0	0	7	35	47	3
年間 総授業時数	979 以下	980	981 ~1015	1016 ~1050	1051 ~1085	1086 ~1120
4年	0	0	7	30	53	2
5年	0	0	7	48	37	0
6年	0	0	7	46	37	2

(中学校)		標準時数	※分校も含む。			
年間 総授業時数	1014 以下	1015	1016~ 1050	1051~ 1085	1086~ 1120	1120 以上
1年	0	0	0	9	33	1
2年	0	0	0	10	31	2
3年	0	0	25-3	38	3	0

(設置)

第1条 本市における小中学校の教育課程のあり方についての審議を行い、熊本市全体の教育の質の向上を図るため、熊本市教育課程検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 熊本市立小中学校教育課程編成に関する事。
- (2) 年間授業時数に関する事。
- (3) 長期休業に関する事。
- (4) 土曜授業に関する事。
- (5) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 検討会議は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 熊本市立小中学校長代表
- (2) 熊本市立小中学校教務主任代表
- (3) 熊本市PTA協議会代表
- (4) 熊本市教育委員会事務局職員

3 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 検討会議に座長を置く。

- 2 座長は、会議を主宰し、会務を統括する。
- 3 検討会議は、座長が招集し、議長を務める。
- 4 座長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 検討会議の庶務を処理するため、事務局を教育委員会事務局指導課に置く。

(雑則)

第6条 要綱に定めるもののほか必要な事項は、指導課長が委員と協議してこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年6月19日から施行する。

教育課程検討会議委員

No	役職		氏名
1	教育次長	教育委員会事務局	橋爪 富二雄
2	学校教育部長	教育委員会事務局	塩津 昭弘
3	小学校校長会代表	長嶺小学校長	森江 一史
4	中学校校長会代表	出水南中学校長	上妻 昭仁
5	小学校教務主任代表	龍田小学校主幹教諭	東田 昌樹
6	中学校教務主任代表	東野中学校主幹教諭	坂本 功
7	市PTA協議会代表	市PTA協議会会長	家入 淳
8	市PTA協議会代表	市PTA協議会副会長	松島雄一郎